

(一般利用者利用料)

(平成27年8月1日現在)

対象収入による区分 (年間収入)	事務費	生活費	管理費	月額利用料 ①+②+③	
	①	②	③	5月～9月	10月～4月
1 1,500,000 円以下	10,000	46,090	25,000	81,090	90,150
2 1,500,001 ～ 1,600,000	13,000			84,090	93,150
3 1,600,001 ～ 1,700,000	16,000			87,090	96,150
4 1,700,001 ～ 1,800,000	19,000			90,090	99,150
5 1,800,001 ～ 1,900,000	22,000			93,090	102,150
6 1,900,001 ～ 2,000,000	25,000			96,090	105,150
7 2,000,001 ～ 2,100,000	30,000			101,090	110,150
8 2,100,001 ～ 2,200,000	35,000			106,090	115,150
9 2,200,001 ～ 2,300,000	40,000			111,090	120,150
10 2,300,001 ～ 2,400,000	45,000			116,090	125,150
11 2,400,001 ～ 2,500,000	50,000			121,090	130,150
12 2,500,001 ～ 2,600,000	57,000			128,090	137,150
13 2,600,001 ～ 2,700,000	64,000			135,090	144,150
14 2,700,001 円以上	70,000			141,090	150,150

- この表における「対象年収」とは、前年の収入から租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の金額です。
- 生活費で10月から4月までの7か月間は、暖房費が月額9,060円加算されます。
- 夫婦で入居する場合については、夫婦の収入及び必要経費を合算し、合計の1/2をそれぞれ個々の対象収入とし、その額が150万円以下に該当するときは夫婦それぞれの事務費徴収額は、一覧表の額より30%減額した金額となります。
- 居室で使用する水道代は定額として2,300円、電気代は使用料によりますが概ね2,000円から3,000円程度、ごみ収集代は定額として300円となります。

(特定施設入居者生活介護者利用料)

(平成27年8月1日現在)

対象収入による区分 (年間収入)	事務費	生活費	管理費	月額利用料 ①+②+③	
	①	②	③	5月～9月	10月～4月
1 1,500,000 円以下	10,000	46,090	25,000	81,090	90,150
2 1,500,001 ～ 1,600,000	13,000			84,090	93,150
3 1,600,001 ～ 1,700,000	16,000			87,090	96,150
4 1,700,001 ～ 1,800,000	19,000			90,090	99,150
5 1,800,001 ～ 1,900,000	22,000			93,090	102,150
6 1,900,001 ～ 2,000,000	25,000			96,090	105,150
7 2,000,001 ～ 2,100,000	30,000			101,090	110,150
8 2,100,001 ～ 2,200,000	35,000			106,090	115,150
9 2,200,001 円以上	37,700			108,790	117,850

- この表における「対象年収」とは、前年の収入から租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の金額です。
- 生活費で10月から4月までの7か月間は、暖房費が月額9,060円加算されます。
- 夫婦で入居する場合については、夫婦の収入及び必要経費を合算し、合計の1/2をそれぞれ個々の対象収入とし、その額が150万円以下に該当するときは夫婦それぞれの事務費徴収額は、一覧表の額より30%減額した金額となります。
- 居室で使用する水道代は定額として2,300円、電気代は使用料によりますが概ね2,000円から3,000円程度、ごみ収集代は定額として300円となります。
- 特定施設入居者生活介護利用者の介護保険料(1割負担分)は、介護認定度により異なります。

特定施設入居者生活介護 介護保険サービス利用料金表

月の日数	要介護度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	基本保険料1日の単位	179	308	533	597	666	730	798
28日	基本保険料+体制加算(A)	5,516	9,128	15,428	17,220	19,152	20,944	22,848
	処遇改善加算(B)	452	748	1,265	1,412	1,570	1,717	1,874
	合計(A+B)	5,968	9,876	16,693	18,632	20,722	22,661	24,722
29日	基本保険料+体制加算(A)	5,713	9,454	15,979	17,835	19,836	21,692	23,664
	処遇改善加算(B)	468	775	1,310	1,462	1,627	1,779	1,940
	合計(A+B)	6,181	10,229	17,289	19,297	21,463	23,471	25,604
30日	基本保険料+体制加算(A)	5,910	9,780	16,530	18,450	20,520	22,440	24,480
	処遇改善加算(B)	485	802	1,355	1,513	1,683	1,840	2,007
	合計(A+B)	6,395	10,582	17,885	19,963	22,203	24,280	26,487
31日	基本保険料+体制加算(A)	6,107	10,106	17,081	19,065	21,204	23,188	25,296
	処遇改善加算(B)	501	829	1,401	1,563	1,739	1,901	2,074
	合計(A+B)	6,608	10,935	18,482	20,628	22,943	25,089	27,370

■施設概要

社会福祉法人上寿の会で2カ所目となるケアハウスです。室蘭市八丁平で、鷲別岳（室蘭岳）の麓の緑に囲まれた静かな環境です。入居者様やご家族様、地域の要望を大切にし、穏やかな日々が出来るよう温かい心のこもった支援の提供を心がけております。定員は50名で全室個室によりプライベートが守られ10名のユニット型となり個々に合わせた生活を営むことができるよう支援に努めております。

■お問い合わせ先

TEL: 0143-84-1220

FAX: 0143-43-1225

MAIL: opal-hattyouaira@tuba.ocn.ne.jp

URL: <http://jyoujyu.net>

〒050-0061 北海道室蘭市八丁平 3-22-15



社会福祉法人上寿の会

ケアハウスオパール八丁平



居室[全室個室]



機能訓練室
ポラティアルーム

共同生活室
食堂・リビング



個浴[特定用]



集団浴[一般用]

■特定施設入居者生活介護（予防含む）

病気や年齢を重ねることによって身体的や精神的な低下がみられる方が介護認定(要支援 1～要介護 5)を受け、施設内に配置されている介護職員・看護職員が入居者されている方が安心して施設内での生活を営めるよう支援を行います。

- 1.生活支援…居室清掃・洗濯・リネン交換を行います。
- 2.入浴支援…見守りから全介助を行います。
- 3.移動支援…見守りから車いす等での移動・移乗介助を行います。
- 4.食事支援…見守りから摂取の介助まで、刻み等形態の対応もを行います。
- 5.排泄支援…見守りオムツ等介助を行います。
- 6.薬の管理…お薬をお預かりし適宜内服又は処置します。
- 7.夜間支援…2名の介護職員が勤務しており排泄や移動、ナースコールの対応を行います。

※ 施設外に関する病院受診や買物等外出はご家族の協力をお願いしています。外出等のサービスは別途費用を負担して頂きます。

■居室

- ・ナースコール ・介護ベッド ・床暖房
- ・トイレ（ウォッシュレット） ・洗面台



■ケアハウスとは

家庭環境や経済状況などの理由により、家族との同居が困難な方が、比較的低額な料金で入居できる高齢者施設です。家庭での日常生活に近い環境となり、3食の食事や入浴ができる等の軽度な生活支援サービスを受けながら、自立した生活を送ることができます。

介護が必要になった場合は特定契約を結び介護サービスを提供します

■入居条件(介護を必要としない方)

1. 60歳以上の方。ただし、ご夫婦で入居される場合は、一方が60歳以上であれば、お二人で入居できます。
2. 家族の援助を受ける事が難しい方。
3. 自炊ができない程度に身体機能が低下している方。
4. 高齢や健康面などから、独立して生活する事に不安がある方。
5. 伝染病疾患および精神的疾患を有せず、かつ問題行動を伴わない方で、共同生活に対応できる方。
6. 継続的な医療処置が必要な方は、入居をご遠慮いただく場合があります。
7. 所定の利用料の支払が可能な方、生活保護を受給していない方。
8. 身元保証人を立てられる方。